

○染毛剤、脱色剤及び脱染剤の使用上の注意について

(平成19年12月26日)

(薬食発第1226005号)

(各都道府県知事あて厚生労働省医薬食品局長通知)

染毛剤、脱色剤及び脱染剤の使用上の注意については、これまで、昭和45年4月21日付け薬発第376号厚生省薬務局長通知「染毛剤の使用上の注意について」(以下「昭和45年通知」という。)及び昭和54年8月6日付け薬発第1135号厚生省薬務局長通知「脱色剤、脱染剤等の使用上の注意について」(以下「昭和54年通知」という。)により通知してきたところであるが、今般、使用上の注意事項をより明確にするため、下記のとおり見直しを行い、別途定めることとしたので、貴管下関係業者等に対し周知徹底方御配慮をお願いしたい。

なお、見直しに伴い、昭和45年通知及び昭和54年通知は、廃止する。

記

見直しの要点

- (1) 従前の使用上の注意の主旨をすべて網羅した上で、重要度や使用局面に応じた記載順序に改めたこと。
- (2) 従前の使用上の注意の主旨を変えないこと、簡潔かつ現代的な表現に改めたこと。